

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川三郷町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

市川三郷町長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型インフルエンザの予防接種 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2,3項、第115の2項 【情報照会】16の2,17,18,19項、第115の2項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2、第59条の2 【情報照会】12条の2、12条の3,13条,13条の2、第59条の2	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	いきいき健康課
②所属長の役職名	いきいき健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 055-272-1102
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	いきいき健康課 山梨県西八代郡市川三郷町岩間495 0556-32-2114
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]